

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 285 号
- 3 事業名 明智町225号線(その2)道路改良工事
- 4 事業場所 明智町東方
- 5 事業概要 簡易法枠工A=135m² アスファルト舗装工A=183m² 防護柵工L=37m
- 6 工期 令和 3年1月6日 ~ 令和 3年3月30日
- 7 請負代金額 6,039,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月5日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市明智町大田 1 2 6 0 - 1
名称 (株)加藤土建
代表取締役 加藤 春人
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

1. 工事番号
令和2年度 建設第285号
2. 工事名
明智町225号線(その2)道路改良工事
3. 工期
令和3年1月6日 ～ 令和3年3月30日
4. 随意契約理由
地方自治法施行令第167条の2 第6号 競争入札が不利な場合に該当
H31年度契建設第244号明智町225号線道路改良工事と施工位置が同一であり、保安設備等を一体で利用すること可能で経費率を抑えることができるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 30 号
- 3 事業名 えな斎苑火葬炉設備補修業務
- 4 事業場所 東野えな斎苑
- 5 事業概要 主燃炉吸吸込口アーチ積替工事・主燃炉扉側アーチ積替工事・
火炉台車入替修繕・炉圧調節計取替修繕・排ガス調節計取替修繕・
冷却ファンオーバーホール
- 6 工期 令和 3年1月20日 ~ 令和 3年3月12日
- 7 請負代金額 6,380,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月20日
- 9 契約相手方 住所 富山県富山市奥田新町 1 2 - 3
名称 (株)宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書による

水環第 30 号 えな斎苑火葬炉設備補修業務

随意契約理由書

えな斎苑の火葬炉は、(株)宮本工業所によって独自の技術で設計・施工されたものであり、今日に至るまでメンテナンスも同事業者が行ってきた。

そのため、火葬炉等の現状を把握しており、詳細かつ速やかに補修を行うには、同事業者以外では不可能である。

また、火葬場は年中無休であり、補修の際に不具合が見つかった場合は、火急な対応が必要であるため、(株)宮本工業所と契約する。

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 55 号
- 3 事業名 田違川災害監視センサー設置事業
- 4 事業場所 長島町
- 5 事業概要 市内中心部を縦断する阿木川に続く永田川と合流する田違川の背水（バックウォーター）を監視するため、lot対応型の水位計及びゲートウェイを設置する。
- 6 工期 令和 3年1月22日 ~ 令和 3年5月31日
- 7 請負代金額 2,739,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県多治見市生田町 3 - 6 1
名称 (株)トーエネック 多治見営業所
所長 直井 貴久
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

ゲートウェイを使用した、lot活用の実証実験を兼ねた施行のため、時価に比べ有利となるため。

契総危第 55 号 田違川災害監視センサー設置事業 随意契約理由書

随意契約の場合の理由：167 条の 2 第 1 項第 7 号 時価に比べて有利な場合に該当

○随意契約理由

ゲートウェイを使用した、Iot 活用の実証実験を兼ねた施工のため、時価に比べて有利となるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 財務課
- 2 施行番号 契総財 第 33 号
- 3 事業名 職場分散化施策実施に伴う放送室移設工事
- 4 事業場所 市役所
- 5 事業概要 本庁舎3階の無線放送室を西庁舎3階防災対策室内に移動する
- 6 工期 令和 3年1月22日 ~ 令和 3年2月26日
- 7 請負代金額 4,570,500 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町字土々ヶ根 2 6 2 8 - 9
名称 中央電子光学（株）東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

コロナウイルスワクチン接種事業実施決定に伴い、緊急に執務室の確保が必要になったため。

随契理由書

施行番号 契総財第 33 号
事業名 職場分散化施策実施に伴う放送室移設工事

随契理由

コロナウイルスワクチン接種事業実施決定に伴い、緊急に執務室の確保が必要になったため。

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 56 号
- 3 事業名 永田川災害監視センサー設置事業
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 市内中心部を縦断する阿木川と合流する永田川の背水（バックウォーター）を監視するため、lot対応型の水位計を設置する。
。
- 6 工期 令和 3年1月26日 ~ 令和 3年5月31日
- 7 請負代金額 2,579,500 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月26日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県多治見市生田町 3 - 6 1
名称 (株)トーエネック 多治見営業所
所長 直井 貴久
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

ゲートウェイを使用した、lot活用の実証実験を兼ねた施行のため、時価に比べ有利となるため。

契総危第 56 号 永田川災害監視センサー設置事業 随意契約理由書

随意契約の場合の理由：167 条の 2 第 1 項第 7 号 時価に比べて有利な場合に該当

○随意契約理由

ゲートウェイを使用した、Iot 活用の実証実験を兼ねた施工のため、時価に比べて有利となるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
 - 2 施行番号 契総危 第 58 号
 - 3 事業名 災害監視カメラ・避難所WiFi整備事業
 - 4 事業場所 恵那市
 - 5 事業概要 災害警戒時等、各地域の状況等を監視、確認等するため大井町、長島町を除く11地域のコミュニティセンターに監視カメラを設置。また、避難所での情報収集・発信のため、全地域の第1
 - 6 工期 開設避難所に避難所用WiFiを設置。
令和 3年1月27日 ~ 令和 3年3月22日
 - 7 請負代金額 4,862,000 円
 - 8 契約締結日 令和 3年1月27日
 - 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野 4 4 9 - 1 3
名称 (株)アミックスコム
代表取締役 伊藤 義仁
 - 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙のとおり

随意契約の場合の理由：167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない
場合に該当

1. 監視カメラ整備について

本事業で整備するカメラは、大雨・台風等の警戒時などに現地の状況を把握し、災害対策本部での避難勧告等の対応判断、また、市民自ら防災情報を取得することを可能とし、早めの避難を促進することを目的とする。

このため、カメラで撮影された映像は、災害警戒時はもとより、平常時等においても、市民が各地域の状況を、ケーブルテレビでの放送を活用し、視聴できる環境が必要があることから、市内唯一のケーブルテレビ事業者である株式会社アミックスコムとコンテンツを共有し、またその運用管理も共同して行えるよう、当事業契約相手方をアミックスコムとする。

2. 避難所 WiFi 整備について

本事業で整備する WiFi アクセスポイントは、災害時における避難所での避難者等の情報収集・発信を目的としており、整備する第 1 開設避難所であるコミュニティセンター（振興事務所）をはじめとする対象施設のほとんどが、株式会社アミックスコムの加入系通信線の整備がされており、本事業では、この既存インフラを活用し拡張整備することで整備コストを抑えていることから、当事業契約相手方をアミックスコムとする。

随意契約報告書

- 1 担当課 危機管理課
- 2 施行番号 契総危 第 59 号
- 3 事業名 横町川災害監視センサー設置事業
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 市内中心部を縦断する阿木川と合流する横町川の背水（バックウォーター）を監視するため、lot対応型の水位計を設置する。
- 6 工期 令和 3年1月28日 ~ 令和 3年5月31日
- 7 請負代金額 2,579,500 円
- 8 契約締結日 令和 3年1月28日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県多治見市生田町 3 - 6 1
名称 (株)トーエネック 多治見営業所
所長 直井 貴久
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

ゲートウェイを使用した、lot活用の実証実験を兼ねた施行のため、時価に比べ有利となるため。

契総危第 59 号 横町川災害監視センサー設置事業 随意契約理由書

随意契約の場合の理由：167 条の 2 第 1 項第 7 号 時価に比べて有利な場合に該当

○随意契約理由

ゲートウェイを使用した、Iot 活用の実証実験を兼ねた施工のため、時価に比べて有利となるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 恵那市学校給食センター
- 2 施行番号 契恵給 第 84 号
- 3 事業名 棚回転保管機修理
- 4 事業場所 恵那市 大井町 恵那市学校給食センター
- 5 事業概要 棚回転保管機 (RAS-22特) 修理 1式
- 6 工期 令和 3年2月8日 ~ 令和 3年3月25日
- 7 請負代金額 4,400,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年2月8日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県岐阜市中鷲2-105
名称 岐阜アイホー調理機 (株)
代表取締役 伊藤 隆男
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

緊急修理が必要のため

随 契 理 由 書

施工番号 契恵給第 84 号
業務名 棚回転保管機修理

随契理由

緊急な修繕が必要なため、恵那市学校給食センターの調理機器類納入業者で機器メンテナンスに熟知した岐阜アイホー調理機器㈱に随意契約を行うもの

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 59 号
- 3 事業名 明智石原田浄水場原水電動弁制御改修工事
- 4 事業場所 明智石原田浄水場
- 5 事業概要 明智石原田浄水場原水電動弁制御一式、原水濁度計N=1台、電動バタフライ弁N=1基、入出力装置N=1組、既設中央監視機能増設N=一式
- 6 工期 令和 3年2月18日 ~ 令和 3年3月26日
- 7 請負代金額 7,260,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年2月18日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3 - 1 6 - 1 5
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>当工事は、河川から取水した原水をろ過池まで運ぶ導水管において、大雨等により高濁度となった原水を自動電動弁で制御し、ろ過池への流入を制限することを目的としている。</p> <p>その電動弁を自動制御するにあたり、水道中央監視システムで監視している原水濁度や配水池の水位によって連動させる必要があり、このシステムを納品、維持管理保守を行っているシンク・エンジニアリング株式会社以外対応ができないため、シンク・エンジニアリング株式会社と請負契約を締結したい。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 地域医療課
- 2 施行番号 契医地 第 62 号
- 3 事業名 市立恵那病院職員宿舎舗装工事
- 4 事業場所 市立恵那病院
- 5 事業概要 市立恵那病院の職員宿舎 E 棟付近の舗装工事（道路土工、排水工、側溝工、舗装工、区画線工）
- 6 工期 令和 3年3月3日 ~ 令和 3年3月31日
- 7 請負代金額 4,290,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年3月3日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野上沼 3 6 - 5
名称 恵中建設（株）
代表取締役 鈴木 恭彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

現在建設中の恵那病院職員宿舎 E 棟の駐車場等の舗装工事であり、宿舎建設の足場の撤去や重機の搬入調整が容易であるため、宿舎建築業者と契約するのが適当である。

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

建設中の市立恵那病院職員宿舎E棟の駐車場の舗装工事である。舗装工事を行う上で、職員宿舎E棟建設の足場の撤去や資材・重機の搬入調整が容易であるため、職員宿舎E棟の建築業者である恵中建設株式会社と契約するものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 高齢福祉課
- 2 施行番号 契医高 第 96 号
- 3 事業名 介護老人保健施設ひまわり給湯ボイラー取替工事
- 4 事業場所 恵那市介護老人保健施設ひまわり
- 5 事業概要 給湯ボイラー 1組
- 6 工期 令和 3年3月24日 ~ 令和 3年6月30日
- 7 請負代金額 10,838,080 円
- 8 契約締結日 令和 3年3月24日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市明智町片平 1 0 6 3 - 1 2 7
名称 (有)オータエンジニアリング
代表取締役 太田 和彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

施工番号 契医高第 96 号

事業名 介護老人保健施設ひまわり給湯ボイラー取替工事

●理由

恵那市介護老人保健施設ひまわりのボイラーは、購入時から 21 年が経過しています。今回、介護保険サービスとして定められている入浴サービスの提供中にお湯が出なくなったことから、調査・修繕をしました。修繕の結果、経年劣化による能力低下もあり、修繕では対応ができません。現状では、湯量の減少により必要な湯量が確保できないため、入浴サービスに時間がかかり定時に終了しない。シャワーがぬるいため、利用者の身体等に負担をかけている状況でありサービスの低下になっています。介護保険サービスとして定められている入浴サービスを安定して提供するためにボイラー更新が必要です。